

●令和6年度介護報酬改定等について（令和7年度から義務化）

経過措置が終了し、令和7年度より義務となるものについて、概要をまとめています。
詳細については厚生労働省の下記のリンクから、「令和6年度介護報酬改定の概要」の「令和6年度介護報酬改定の主な事項について」の資料等をご確認ください。

[令和6年度介護報酬改定について | 厚生労働省](#)

○「令和6年度介護報酬改定の主な事項について」（p.19）

「業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入」

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。

※業務継続計画の策定については下記のリンクから厚生労働省のHPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

○「令和6年度介護報酬改定の主な事項について」（p.47）

「書面掲示規制の見直し」

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。

●令和8年度介護報酬改定等について

令和8年度は介護職員等処遇改善加算の拡充等の介護報酬改定がありました。
詳細については厚生労働省の下記のリンクから、「令和8年度介護報酬改定の概要」の資料等をご確認ください。

[令和8年度介護報酬改定について | 厚生労働省](#)